

令和 5 年度改訂版

対象組織向け

多面的機能支払交付金の 活動の手引き

活動組織用

京都府 農林水産部



令和 5 年 7 月

はじめに

農業・農村は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民が享受しています。

しかしながら、近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されています。

農林水産省では、このような状況に鑑み、多面的機能支払交付金により、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進します。また、これらの活動により、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮させるとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しします。

この手引きは、地域の皆さんのが「多面的機能支払交付金」を活用して活動に取り組んでいただけるよう、計画の策定、活動の実施、活動の報告など一連の流れに沿って具体的な進め方を解説したものです。

地域の共同活動の例と交付金の構成区分

地域資源の基礎的保全活動の例



農地法面の草刈り

水路の泥上げ

ため池の草刈り

農道の路面維持

多面的機能支払交付金

農地維持支払交付金

地域資源の質的向上を図る共同活動の例



水路のひび割れ補修

農道の部分補修

ため池の外来種駆除

水質調査

資源向上支払交付金 (地域資源の質的向上を図る共同活動)

施設の長寿命化のための活動の例



素掘り水路からコンクリート水路への更新

老朽化した水路壁のコーティング

未舗装の農道をアスファルトで舗装

資源向上支払交付金 (施設の長寿命化のための活動)

目 次

多面的機能支払交付金の概要

1	交付金の構成	1
2	活動の手順	2
3	手続きの概要	8

I 組織の設立

1	対象地域の設定	9
2	構成員の取りまとめ	10
3	規約（案）の作成	11
4	事業計画（案）の作成	16
5	活動計画（案）の作成	18
6	総会の開催	34

II	事業計画の認定	35
----	---------	----

III	交付金及び概算払の申請	40
-----	-------------	----

IV	活動の実施・記録	41
----	----------	----

V	活動の報告	56
---	-------	----

VI	地域資源保全管理構想	66
----	------------	----

VII	活動番号表	74
-----	-------	----

○	お問い合わせ先	79
---	---------	----

多面的機能支払交付金の概要

1. 交付金の構成

多面的機能支払交付金は、農地維持支払交付金と資源向上支払交付金から構成されます。

(1) 農地維持支払交付金

以下の活動に対して支援を行います。

- ① 地域資源の基礎的な保全活動
(水路の草刈り・泥上げ、農道の路面維持など)
- ② 地域資源の適切な保全管理のための推進活動
(活動組織の体制の強化、保全管理構想の作成など)



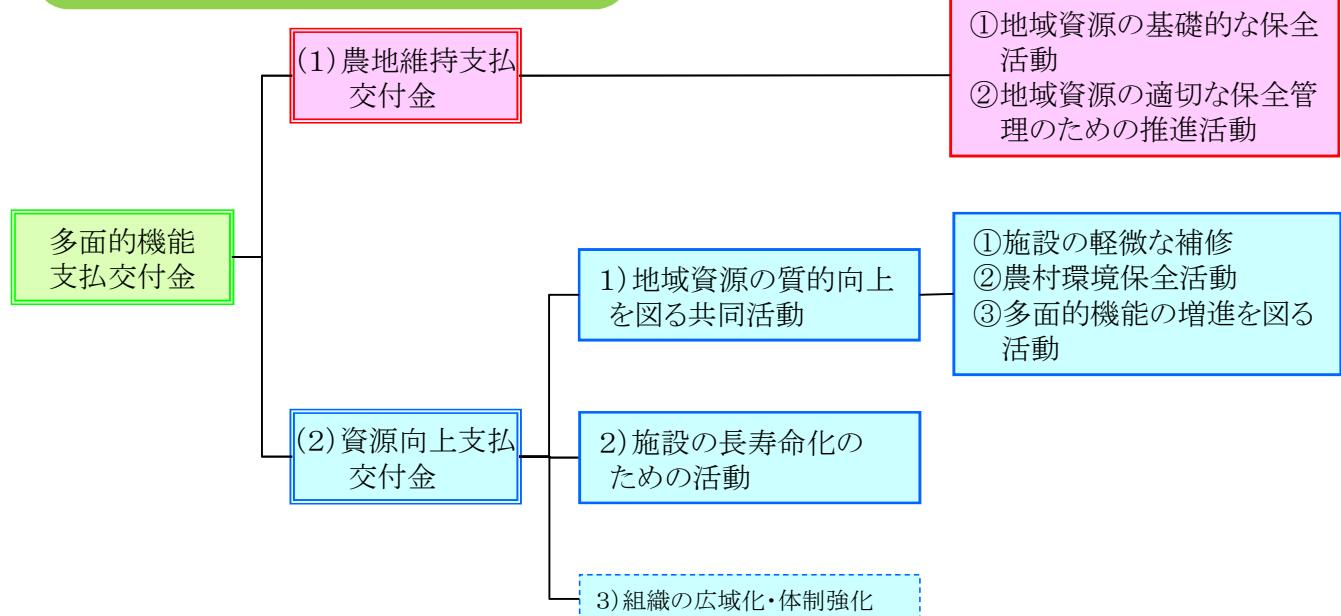
(2) 資源向上支払交付金

以下の活動に対して支援を行います。

- 1) 地域資源の質的向上を図る共同活動
 - ① 施設の軽微な補修
(水路、農道、ため池の軽微な補修など)
 - ② 農村環境保全活動
(水質調査、外来種の駆除など)
 - ③ 多面的機能の増進を図る活動
(防災・減災力の強化、遊休農地の有効活用など)
- 2) 施設の長寿命化のための活動
(老朽化が進む水路等の補修・更新など)
- 3) 組織の広域化・体制強化



多面的機能支払交付金の構成



2. 活動の手順

多面的機能支払交付金を活用した活動は、以下の手順で実施します。

I 組織の設立

活動組織を設立します。設立にあたっては設立総会等を開催します。
事前に、規約や事業計画書、活動計画書の案を作成し、総会で構成員からの合意を得ます。

- | | |
|------------------|---------|
| I - 1 対象地域の設定 | →9ページへ |
| I - 2 構成員の取りまとめ | →10ページへ |
| I - 3 規約（案）の作成 | →11ページへ |
| I - 4 事業計画（案）の作成 | →16ページへ |
| I - 5 活動計画（案）の作成 | →18ページへ |
| I - 6 総会の開催 | →34ページへ |

II 事業計画の認定

市町村長に事業計画書を提出します。事業計画が認定されると市町村長から認定通知書が送付されます。

→35ページへ

III 交付金及び概算払の申請

当該年度の活動に必要な交付金を市町村長に申請します。
市町村長から交付決定の通知が送付されます。
必要に応じて、概算払請求書を市町村長に提出し、交付金の一部又は全部を請求することができます。

→40ページへ

IV 活動の実施・記録

交付金を活用し、事業計画に基づき、活動計画書に定めた農用地、水路等の地域資源の保全活動等を実施します。
実施した日々の活動について、作業の内容や金銭の收支等を記録します。

→41ページへ

V 活動の報告

当該年度の活動記録を取りまとめて実施状況報告書を作成し、市町村長に提出します。

→56ページへ

I、IIは計画時、III～Vは毎年対応が必要となります

令和5年度 改正のポイント

(1) 事務の簡素化

①「農村環境保全活動」及び「多面的機能の増進を図る活動」の活動項目の変更に係る手続き簡素化

資源向上支払（共同）における「農村環境保全活動」及び「多面的機能の増進を図る活動」の活動項目を変更する場合は、**申請ではなく、変更計画書の届け出**を行うこととします。

※加算単価に変更がある場合は、引き続き申請が必要です。

申請・・・市町村の認定が必要。

届出・・・市町村の認定が不要。

②活性化計画に多面支払の活動を定める場合、事業計画書の提出が不要

農用地等の保全を定めた活性化計画(農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第5条第1項に規定する活性化計画)を作成しており、その添付書類として

- ・様式第1－1号 事業計画の認定申請書
- ・様式第1－2号 事業計画書
- ・様式第1－3号 活動計画書
- ・様式第1－4号 長寿命化整備計画書
- ・様式第1－5号 工事に関する確認書

を既に市町村に提出している場合は

上記様式第1－1号から第1－5号の提出が不要となります。

③地域計画に定める場合、地域資源保全管理構想の作成が不要

地域計画（農業経営基盤強化促進法第19条第1項に定める地域計画）に地域資源保全管理構想に準ずる記載がある場合、**地域資源保全管理構想の作成が不要**となります。

④先進技術による現地確認が可能とわかるようにしました

これまで実施可能でしたが、現地確認の負担軽減を推進するため、**人工衛星やドローン等を用いた現地確認が可能であることを実施要領に明記**します。

令和5年度 改正のポイント

(2) 様式の変更なし

これまで、毎年度様式を変更してきておりましたが、令和5年度は**様式の変更がありません。**

※ただし、活動期間原則5年に1度の提出となっている様式第1-1号 事業計画の認定申請書は変更あり。

(3) 電子申請が利用可能になります

スマホやタブレット、パソコンなどから交付金申請が行えるよう、**共通申請サービス(eMAFF)**による行政手続きのオンライン化へ対応します。

※共通申請サービス(emaff)での申請には、市町村が対応可能となっている必要がありますので、各市町村へ問い合わせください。

※今までどおり、紙による申請も可能です。

(4) 市町村への提出書類の留意点

下表の書類は、市町村への提出や市町村での保管は義務ではありません。ただし、実施状況確認等のために必要であるため、活動組織において作成・保管は必要です（活動写真は活動組織の作成・保管も不要）。

書類名	作成・組織保管	提出・市町村保管
財産管理台帳	○	✗ ※ 1
領収書・通帳の写し	○	✗ ※ 1
総会資料・議事録	○	✗ ※ 1
活動写真	✗	✗

「○」…義務あり、「✗」…義務ではない

※ 1 市町村から提出を求められた場合は、提出が必要です。

また、令和4年度より予算書や決算書、金銭出納簿等、都道府県・市町村または活動組織が保管すべき証拠書類のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、**電磁的記録での保管をすることもできます。**

令和4年度 改正のポイント

(1) 事務の簡素化

保管すべき証拠書類※1 のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができるようになりました。

※1 実施要領第1の14、第2の17及び18に基づく証拠書類が対象となります。

(2) 活動要件の見直し

「60 広報活動・農的関係人口の拡大」

⇒「地域外からの呼び込みによる農的関係人口の拡大のため」の広報活動も対象となります。

60 広報活動



60 広報活動・農的関係人口の拡大

(3) 一部様式の廃止・提出免除

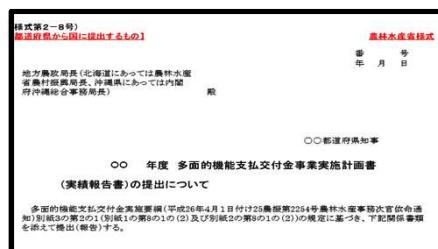
1. 実施状況の確認通知書の様式を廃止します。

実施要領別記3-1様式第5号の通知書様式を廃止し、市町村の事務負担を軽減します。



2. 実施計画書（実績報告書）の重複提出を免除します。

実施要領様式2-8号実施計画書（実績報告書）について、交付要綱別記様式第1号交付申請書、別記様式第6号への添付形式として既に提出していた際は、提出を免除します。



3. 各様式に様式作成者及び提出先を明記します。

令和3年度 改正のポイント

(1) 新たな加算措置について

田んぼダムに取り組み、一定の実施面積等の要件を満たす場合、資源向上支払(共同)の単価が加算されます。(詳細は32ページ)

(2) 活動要件の見直し

「53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化」

⇒「鳥獣緩衝帯※1の整備・保全管理」も対象となります。

※1 鳥獣被害防止特措法に基づき、市町村が策定する
鳥獣被害防止計画に基づく活動の中で設置されたもの等

53 農地周りの環境改善活動の強化



53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化



鳥獣緩衝帯(イメージ)

(3) その他

1. 法人化した組織※1においては、金銭出納簿の市町村への提出が不要※2になります。

※1 法人化した活動組織とは、法人登記した組織(NPO法人や一般社団法人等)を指します。

※2 金銭出納簿の作成については、従来通り行うものとし、交付金の目的に沿った使用の確認のために、実施状況の確認等で提示できるよう、保管をお願いします。なお、金銭出納簿の様式については、様式第1-7号又は実施要領附則(H31.3.29付け)の4に基づく様式とします。

2. 多面的機能支払交付金実施要領に定める、市町村へ提出する様式について、押印を省略することが可能になります。

※日当の受領印については、活動組織内での合意のもと省略することも可能ですが、サインに代替するなどして、活動に参加者した本人が受領したことを確認しましょう。

(例)

(様式第1-1号)	
市町村長 殿	令和〇年〇月〇日
農業者団体等の名称 代表者の氏名	
印	

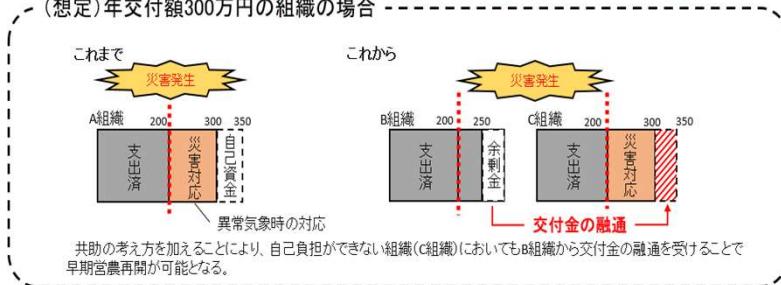
A red arrow points from the text "省略可" to the signature area at the bottom right of the form.

令和2年度 改正のポイント

(1) 災害時の対象組織間での交付金融通が可能になります

災害対応に十分な資金がない場合、**別の組織から交付金の融通を受けることが可能**となります。
(想定)年交付額300万円の組織の場合

※翌年度以降の交付金の交際には、市町村が融通相当額を上限に相殺し、交付することも可能です。



(2) 活動要件や項目、取組内容の見直し

1. 農地維持活動「研修」に「機械の安全使用に関する研修」の実施が要件化されます。

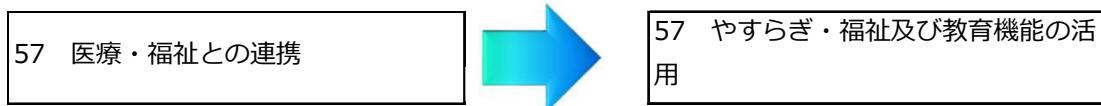


※両方の研修を活動期間内に1回以上実施する必要があります。

2. 資源向上活動「多面的機能の増進を図る活動」の取組内容が拡充されます。

「57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用」

「地域資源の有するやすらぎや教育の場としての機能増進を図る活動」も対象となります。



「55 防災・減災力の強化」について

「災害時における応急体制の整備」も対象となります。

(例) 災害時の迅速な対応を目的として、防災担当の役員を任命

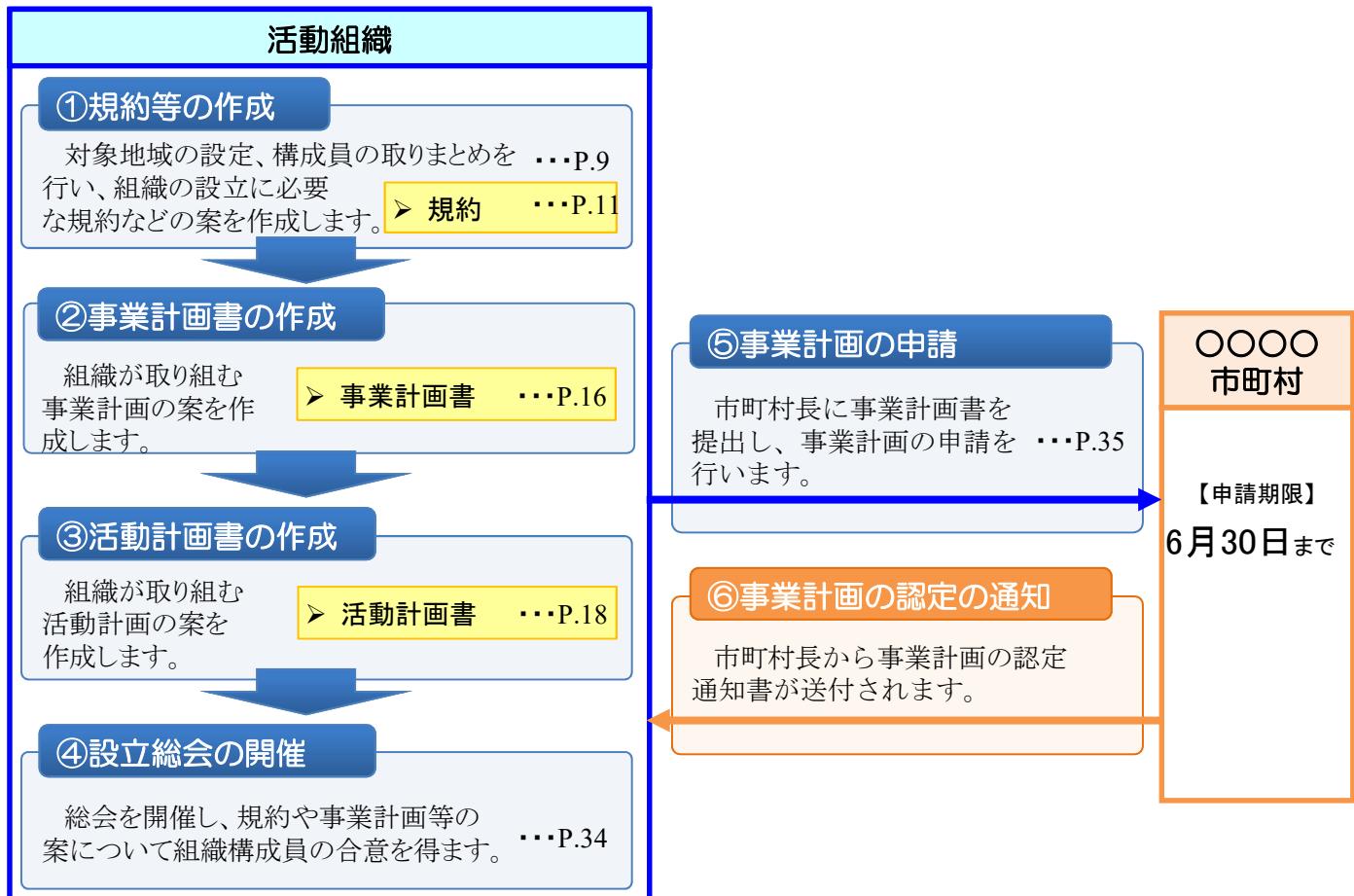
- 構成員のうち、4割以上が非農家
+
• 構成員の8割以上が参加する実践活動を、毎年度行う

or

- 構成員のうち、4割以上が非農家、かつ、役員に女性を2名以上選任
+
• 構成員の6割以上が参加する実践活動を、毎年度2種以上それぞれ別の日に行う

3. 手続きの概要

組織の設立から事業計画の認定まで



交付金の交付申請から報告まで

